

○山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例

令和6年3月22日山形県条例第18号

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例をここに公布する。

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県が、毎年度予算の範囲内において、新たに県内の病院において薬剤師の業務に従事することとなった者に対し、その者の奨学金の返還に必要な資金（以下「返還資金」という。）を貸与し、もって県内の病院に勤務する薬剤師の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他の学資として貸与を受けた資金（当該資金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）であつて、知事が適当と認めるものをいう。

(貸与の対象者)

第3条 返還資金の貸与を受けることができる者は、新たに県内の病院において薬剤師の業務に従事することとなった者であつて奨学金の返還の債務があるもの（当該債務について遅滞の責任を負っている者を除く。）その他知事が特に必要と認めた者とする。

(返還資金の額及び貸与期間)

第4条 返還資金の年額は、返還資金の貸与を受ける者が当該年度においてその者の奨学金の返還の債務の履行のために負担した額（その額が5万円に当該年度における業務従事期間（返還資金の貸与を受ける者が県内の病院において薬剤師の業務に従事した期間をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）以内の額とする。

2 返還資金を貸与する期間は、返還資金の貸与を受ける者が奨学金の貸与を受けていた期間に相当する期間以内の期間とする。ただし、その期間が通算して72箇月を超えるときは、72箇月とする。

(貸与の打ち切り)

第5条 知事は、返還資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還資金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 県内の病院において薬剤師の業務に従事しない期間が、継続して1箇月に達した時とき。
- (2) 返還資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により返還資金の貸与を受けたとき。
- (4) その他返還資金の貸与の目的を達する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかの事由により県内の病院において薬剤師の業務に従事していない者については、規則で定める期間は、適用しない。この場合において、当該期間は、前条第2項の規定による返還資金を貸与する期間に算入しないものとする。

- (1) 薬剤師の能力の開発及び向上を図ることを目的とする研修を受けているとき。
- (2) 使用者から出向、転勤その他の県内の病院において薬剤師の業務に従事しないこととなる異動を命ぜられたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、返還資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により、県内の病院において薬剤師の業務に従事していないとき。

(返還)

第6条 返還資金の貸与を受けた者は、前条第1項の規定により返還資金の貸与を打ち切られたと

き又は返還資金の貸与の期間が満了したときは、貸与を受けた返還資金に利息を付した額（第8条第2項の規定により返還の債務の一部が免除されたときは、免除された額を控除した額）を、当該事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければならない。

2 前項の利息の額は、返還資金の貸与を受けた日の翌日から最後に返還資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額とする。

（返還の猶予）

第7条 知事は、前条第1項の規定により返還資金を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が存続する間（第2号に該当する場合にあっては、規則で定める期間を限度として当該事由が存続する間）、返還資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 次号に定める事由が存続する期間を除き、返還資金の貸与を打ち切れ、又は返還資金の貸与の期間が満了した日から引き続き県内の病院において薬剤師の業務に従事しているとき。

(2) 第5条第2項第1号又は第2号に掲げる事由により県内の病院において薬剤師の業務に従事していないとき。

2 知事は、前項に定める場合のほか特に必要と認めるときは、期間を定めて返還資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

（返還の免除）

第8条 知事は、前条第1項第1号の規定により返還資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 業務従事期間が、返還資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間に達したとき。

(2) 業務従事期間中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 知事は、前項に定める場合のほか、返還資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により返還資金を返還することができないと認めるときは、返還資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（違約金）

第9条 返還資金の貸与を受けた者は、正当な理由なく返還資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。